

介護予防ケアマネジメントに係る契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人ジェイエー長野会 松本ハイランド地域事業本部 本部長 土屋 敏彦（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約します。

なお、この契約書で定める内容及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する重要事項については、別途、介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）に記載します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法等の関係法令及び松本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に従い、介護予防サービス提供事業者・主治医等（以下、「関係者」という。）と調整・連携を図りつつ、介護予防ケアマネジメントを提供し、利用者に介護予防・生活支援サービスの提供が確保されるよう努めます。

（契約の期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から1年間とします。

2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

3 契約期間中に、介護予防サービス・支援計画書の変更によって介護予防支援の対象となった場合は、この契約を一時中止します。ただし、同期間中に再び同計画の変更によって介護予防ケアマネジメントの対象となった場合は、契約を再開するものとします。

（介護予防ケアマネジメントの内容）

第3条 事業者は、利用者に介護予防ケアマネジメントとして、次の各号に定める事項を行います。

- (1) 介護予防ケアマネジメントにおけるケアプラン（以下「ケアプラン」という。）の作成
- (2) ケアプランの変更
- (3) ケアプランの実施状況の把握及び評価
- (4) 介護予防サービス等に関する相談
- (5) 要介護認定等の申請に係る支援
- (6) 介護予防ケアマネジメントの提供記録の作成及び保管

(7) 前6号の提供に付随する関係者との調整及び連携

(ケアプラン作成担当者)

第4条 事業者は、利用者に介護予防ケアマネジメントを提供するにあたり、地域包括支援センター職員をケアプランの作成担当者（以下、「担当者」という。）として選任します。

2 事業者は、担当者の選任又は変更を行った場合は、利用者に担当者の所属する地域包括支援センターの名称及び連絡先並びに担当者氏名を文書で通知します。

(ケアプラン作成の委託)

第5条 事業者は、利用者の同意に基づき、介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託できるものとします。

2 事業者は、前項の委託をする場合、利用者に指定居宅介護支援事業者の名称及び連絡先並びにケアプラン作成者の氏名を文書で通知します。

(費用)

第6条 利用者が、本契約に基づき提供された介護予防ケアマネジメントについて負担する費用は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

(契約の終了)

第7条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は、当該地域の他の介護予防ケアマネジメント事業者に関する情報等を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者又はその家族が事業者又は担当者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとき、この契約は終了するものとします。

(1) 利用者介護保険施設等に入所した場合

- (2) 利用者の要介護認定区分が、要介護又は非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者の要支援認定が更新されなかった場合、又は、「介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成27年厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1の記入内容が、同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当しなかった場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 利用者が松本市の介護保険被保険者でなくなった場合

(秘密保持)

第8条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

(賠償責任)

第9条 事業者は、介護予防ケアマネジメントを提供する際に、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第10条 担当者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第11条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又はケアプランに位置づけた介護予防・生活支援サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

(善管注意義務)

第12条 事業者は、利用者に介護予防ケアマネジメントを提供する際は、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第13条 利用者及び事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令及び松本市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めま
す。

(裁判管轄)

第14条 利用者及び事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所
地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本契約書を2通作成し、利用者、事業者が署名・捺印のうえ、1
通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住所地	松本市大字和田 2240 番地 33
	法人名	社会福祉法人ジェイエー長野会 松本ハイランド地域事業本部
		本部長 土屋 敏彦 印

事業所	所在地	松本市里山辺 9 1 0 番地 1
	名称	松本市東部地域包括支援センター (松本市からの業務委託事業)
		介護保険事業者番号 2000200200

利用者	住所地	
	氏名	印

代理人 (署名代行者)	住所地	
	氏名	印